

令和3年度介護報酬改定に関する質疑応答集(松原市版)

サービス	概要	質問	回答
1 全サービス共通	届出の必要性について	報酬改定において新設・改定される加算の算定は行わないが、届出は必要か。	加算の算定を行わない場合でも「算定なし」として届出が必要です。例外として、「LIFEへの登録」以外に改定のない「(介護予防)福祉用具貸与」及び「介護予防訪問介護相当サービス」については届出は不要です。また、「特定(介護予防)福祉用具販売」については体制等に関する届出が存在しないため、対象外となります。
2 全サービス共通	署名及び押印について	電子メールによる提出が可能とのことだが、届出書や誓約書の申請者欄は代表者による直筆署名及び押印をしたものをスキャンする必要があるか。	直筆署名及び押印は不要です。各Excel、Wordファイルに入力の上で提出してください。なお、令和3年度より他の申請書、届出書等も押印が不要となる予定です。
3 全サービス共通	届出不要の加算について	算定を検討している新設、改定される加算があるが、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表に当該加算が記載されていない。	算定に関する基準において「別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定〇〇事業所において」というように、届け出ることが算定の要件となっている加算のみが体制等状況一覧表に記載されています。訪問介護等の「初回加算」や通所介護等の「口腔・栄養スクリーニング加算」のように、届け出ることが要件になっていない加算は、事業所において要件を満たしていることが確認できれば算定して差し支えありません。
4 全サービス共通	届出書の特記事項欄について	届出書の特記事項欄について、変更前と変更後にそれぞれどのように書けばいいか。	新設の加算については、変更前は空欄にいただき、変更後の欄に「〇〇加算:あり(またはなし)」というように記載してください。改定により区分変更等が生じた加算については、変更前に旧区分等とその算定有無を、変更後に新区分等とその算定有無を記載してください。 (例1) 変更前:(空欄) 変更後:科学的介護推進体制加算:あり、LIFEへの登録:あり (例2) 変更前:サービス提供体制強化加算(Ⅰ):あり 変更後:サービス提供体制強化加算(Ⅱ):あり
5 通所介護 地域密着型通所介護	ADL維持等加算について	令和3年度介護報酬改定後の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」における「ADL維持等加算[申出]の有無」の項目は、改定後の新しいADL維持等加算に関する項目で間違いはないか。	お見込みのとおりです。改定前の旧ADL維持等加算の申出に関する項目はなくなり、令和2年度の実績による判定において適合するとされた事業所のみ、経過措置として改定前のADL維持等加算(Ⅰ)を、改定後のADL維持等加算(Ⅲ)として算定することができます。(令和5年3月31日まで)
6 通所介護 地域密着型通所介護	ADL維持等加算について(2)	旧ADL維持等加算の申出に関する項目はなくなるとのことだが、経過措置のADL維持等加算(Ⅲ)は令和5年3月31日まで算定可能であるところ、令和4年4月1日以降(令和4年度)の算定については、旧基準で令和3年度に適合判定を行うのか。	(回答保留) 現時点では不明です。
7 通所介護 地域密着型通所介護	ADL維持等加算について(3)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号)附則第5条中に「通所介護費のイからハまでの注12(※ADL維持等加算)に係る届出を行っていないものにおけるADL維持等加算(Ⅰ)の算定については～」とあるが、令和3年度にADL維持等加算(Ⅲ)として届出を行う場合は、改定後のADL維持等加算の申出はできないという意味か。	改定後のADL維持等加算の申出と、ADL維持等加算(Ⅲ)の届出は両立可能です。附則第5条中「注12に係る届出」は申出のことではありません。(※厚生労働省からの口頭回答)

令和3年度介護報酬改定に関する質疑応答集(松原市版)

サービス	概要	質問	回答
8 通所介護 他	入浴介助加算について	入浴介助加算(Ⅱ)について、厚生労働大臣が定める基準において「個別の入浴計画を作成すること」とあるが、個別機能訓練計画書のように参考様式は示されるのか。	通所介護計画等に入浴介助計画に関する内容を含めて頂くだけで問題ありません。新たに示された通所介護計画書の参考様式内において、入浴介助加算(Ⅱ)に関する項目が盛り込まれています。
9 通所介護 他	入浴介助加算について(2)	入浴介助加算(Ⅱ)の届出を行っている場合であっても、利用者によっては居宅に浴室がない、居宅での入浴予定がないなどの理由により入浴介助加算(Ⅱ)の算定要件を満たせない場合があることが想定されるが、その場合は入浴介助加算(Ⅰ)を算定することは可能か。また、可能であれば(Ⅰ)についても届出が必要か。	上位加算である入浴介助加算(Ⅱ)の届出を行っていただければ、利用者ごとに(Ⅰ)か(Ⅱ)を選択して算定することが可能です。(※厚生労働省からの口頭回答)
10 通所介護 他	生活機能向上連携加算について	生活機能向上連携加算(Ⅱ)の届出を行っている場合であっても、利用者によってはICT利活用による対応を行う場合があることが想定されるが、その場合は生活機能向上連携加算(Ⅰ)を算定することは可能か。また、可能であれば(Ⅰ)についても届出が必要か。	上位加算である生活機能向上連携加算(Ⅱ)の届出を行っていただければ、利用者ごとに(Ⅰ)か(Ⅱ)を選択して算定することが可能です。(※厚生労働省からの口頭回答)
11 通所介護 他	個別機能訓練加算について (※令和3年4月2日追記)	専ら個別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて一名配置していれば、個別機能訓練加算(Ⅰ)イと(Ⅰ)ロの要件を両方満たすことになるか。	満たすことにはなりません。 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロを算定する場合、(Ⅰ)イの要件として配置する専ら個別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等とは別に、専ら個別機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて一名以上配置する必要があるため、最低でも二名の機能訓練指導員の配置が必要です。 ※令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)問49
12 通所介護 他	個別機能訓練加算について(2) (※令和3年4月2日追記)	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロを算定している場合であっても、勤務体制の都合で機能訓練指導員を一名しか配置できない日があることが想定されるが、その場合は個別機能訓練加算(Ⅰ)イを算定することは可能か。また、可能であれば(Ⅰ)イについても届出が必要か。	上位加算である(Ⅰ)ロの届出を行っていただければ、その日の体制によって(Ⅰ)イと(Ⅰ)ロを選択して算定することが可能です。 ただし、留意事項通知において「1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。」と示されていることから、元々(Ⅰ)ロの体制を予定している日に突発的に機能訓練指導員が不在になった場合には(Ⅰ)イを算定できない可能性があります。 ※令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)問61、問50、問53
13 全サービス共通	利用者への説明と同意について	今般の報酬改定に伴う基本報酬・既存加算における単位数の増減及び新設・改定される加算の算定について、当該変更内容を踏まえて利用者との契約の再締結や重要事項説明書の再交付を行う、または変更についての同意書を頂く必要などはあるか。	当該変更内容について利用者へ説明を行い、同意を得た旨を記録していただければ、その方法等については事業所の判断で選択していただいて差し支えありません。ただし、利用者へ伝達したことが明確にわかるように、少なくとも通知文書等はお渡しする(電子メール等による電磁的方法を含む)ことが望ましい。
14 通所型サービスA 他	介給届の提出について	総合事業の緩和型(訪問型サービスA、通所型サービスA)は、届出が必要か。	加算に変更がないので、届出は不要です。ただし、単位数が変わるため、利用者へ説明を行い同意を得ておく必要はあります。 なお、改定後の単位数については高齢介護課高齢支援係にご確認ください。

令和3年度介護報酬改定に関する質疑応答集(松原市版)

サービス	概要	質問	回答
15 全サービス共通	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価	「新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする」とあるが、届出等は必要か。	届出は不要です。
16 全サービス共通	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価(2)	割合による加算の単位数の計算を行う場合、小数点以下の端数処理は四捨五入を行うところであるが、基本報酬の0.1%上乗せについては元々の単位数が500単位未満である場合、四捨五入を行うと0になってしまう。この場合、上乗せはできないということになるか。	小数点以下の端数処理による四捨五入の結果、上乗せされる単位が1単位未満となる場合は、1単位に切り上げて算定するものとして取り扱う旨が各留意事項通知において示されています。
17 通所介護 他	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少	現時点で減少していないので4月は算定しないが、今後減少する可能性を見据えて、ありて届け出てよいか。	算定しない場合は「なし」で届け出てください。また、令和3年2月又は3月に利用延人員数の減が生じた場合、令和元年度の1月当たりの平均利用延人員数又は前年同月(令和2年2月又は3月)の利用延人員数のいずれかと比較するなど、特例的な扱いがあります。 「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(介護保険最新情報Vol.937)」や、「令和3年度介護報酬改定Q&A」に詳しい取り扱い等が示されていますので、ご参照の上で算定の可否を判断してください。 ※令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問2～15(問6,8は削除) ※令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)問21、22
18 居宅介護支援	通院時情報連携加算	通院が不可能で、在宅で往診を受けている利用者について、往診時にケアマネが同席することで当該加算を算定できるか。また、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅で委託医が往診している場合は算定できるか。	改定後の算定基準において「利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるとき」と明記されていることから、質問におけるいずれのケースも算定できません。
19 居宅介護支援	利用者に説明が必要となる事業者の割合について	今般の基準改訂により、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について説明を行い理解を得なければならないとされ、解釈通知において文書の交付と口頭説明及び利用者の署名が必要とされている。これに関するQAとして、重要事項説明書の別紙として示す方法が挙げられているが、例として示されている割合表では事業所ごとの表示となっている。「事業者」の割合と「事業所」の割合、どちらを用いるのが正しいのか。	通常、「事業者」という表現を用いた場合は、ご指摘の趣旨のとおり事業所の設置者である「法人」を表すものですが、実際に法人単位での割合を用いる特定事業所集中減算の解釈通知においては、明確に「紹介率最高法人」と表現されています。このことから、今般の改定における基準、解釈通知の記載内容及びQAの内容を鑑み、文中にある「事業者」は「事業所」を表していると解されますので、「事業所」による割合の提示を行ってください。したがって、特定事業所集中減算における割合の算出方式とは異なりますので、ご注意ください。 ※令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)問111

令和3年度介護報酬改定に関する質疑応答集(松原市版)

サービス	概要	質問	回答
20 全サービス共通	利用者の同意が必要な文書における署名・押印等の取り扱いについて	今般の基準・報酬改定を踏まえた示された新しい各種様式には署名押印欄が一切ないように見受けられるが、これは今後利用者から署名押印関係をもらう必要はないということか。	<p>厚生労働省の示す各種様式については、改定前より署名押印欄は設けられていなかったものもありますが、改定前は署名押印欄等があったものも削除されております。これは、署名押印を全て不要とするのではなく、電磁的方法により代替できるとしたことから、基本的に様式としては取り除かれたものと解されます。</p> <p>今般の基準改定においては、重要事項説明書や居宅サービス計画書などの、書面で行うことが規定又は想定されている交付について、事前に利用者等の承諾を得た上で電磁的方法によることができることされました。しかし、電磁的方法を用いず今まで通り書面で行う場合は、署名や文書による同意が必要であるとする基準部分に改定はないため、引き続き従来通りの対応を必要とするものです。</p> <p>なお、押印の取り扱いについては「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にしてください。</p>
21 通所介護 他	栄養アセスメント加算について	栄養アセスメント加算は、解釈通知において「栄養改善加算の算定の対象となる栄養改善サービスを受けている間は算定できない」とあるが、医師が低栄養の状態であると診断し、栄養改善の必要性がある利用者に対して管理栄養士による居宅療養管理指導の指示がでている場合についても算定できないと判断できるか。	<p>解釈通知におけるご指摘の内容については、同一のサービスにおける「栄養アセスメント加算」と「栄養改善加算」の併算定ができない旨を示すものであり、他サービスの提供状況を勘案する必要のあるものではありません。</p> <p>ただし、質問内容にあるような状況においては、栄養アセスメント加算の解釈通知において「低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。」とされているため、当該対応をとった上で栄養改善サービスの提供を行い、栄養改善加算の算定を行うことが適切であると考えられます。</p>